

② 「いじめSTOP! そのために、みんなで考えよう」(子どもの人権)

実践する場面

- (1) 対象者 PTA会員等(小・中・高校生の子どもがいる保護者等)
- (2) 所要時間 90分

活動のねらい(ポイント)

- (1) 子どもの人権について理解し、人権尊重の大切さに気づく。
- (2) いじめについてそれぞれの立場を理解し、大人としての対応を考える。

準備するもの

ワークシート1・2、資料1・2・3

進め方(展開例)

時間	学習の流れ(活動・内容)	留意事項	備考(資料)
導入 10分	<p>◆学習の確認(5分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会のねらい ・日程 ・参加体験型学習における約束 <p>◆アイスブレイキング(5分)</p> <p>「後出しジャンケン」</p> <p>①ファシリテーターが出したグー・チョキ・パーに対して勝つようにジャンケンする。</p> <p>②次にファシリテーターに負けるようにする。 (テンポをあげながら、数回行う。)</p> <p>③全体で感想を発表し合う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・[参加体験型学習の約束]の内容を伝える。 →P. 4(5)の1参照 ・かけ声を「ジャンケン、ポイ、ポイ」のようにして参加者が後出ししやすいようにする。 ・どちらがやりにくかったか聞く。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・勝つことに比べ、負けるようにすることには慣れていないことに気づく。 ・じゃんけんは勝つためのものという意識や思い込みがあることに気づく。 			
展開 75分	<p>◆アクティビティ1(40分)</p> <p>「子どもの権利条約」</p> <p>①資料1「子どもの権利条約」を読んで、最も大切にすべきと思うものを5つ選び、その理由を記入する。</p> <p>②子どもの権利が尊重されにくいと思うものを3つ選び、理由を記入する。</p> <p>③①、②について、グループ内で意見交換する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・4人程度のグループで行う。 ・ワークシート1、資料1を配付する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート1 →P.17 資料1 →P.18
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利を理解するとともに、その権利を守ることの大切さを考える。 			

時間	学習の流れ（活動・内容）	留意事項	備考（資料）
	<p>◆アクティビティ2（30分） 「いじめSTOP！ そのために、みんなで考えよう」</p> <p>①あなたがAさんの立場ならどのように対応するか考え、ワークシートに記入する。</p> <p>②グループ内で意見交換する。</p> <p>③Aさんから相談されたときどのように答えるのがよいか考え、ワークシートに記入する。</p> <p>④意見交換する。</p> <p>⑤グループで出た意見を全体に発表し、共有する。</p> <p>⑥ファシリテーターのいじめについての説明を聞き、感じたことをワークシートに記入する。</p> <p>◆ふりかえり（5分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクティビティ1・アクティビティ2をとおして考えたこと、気づいたことを中心にふりかえる。 ・グループで出た意見を全体に発表し、共有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート2を配付する。 ・自分の子どもがAさんだとしたらどのように答えてあげるか考えるよう促す。 ・資料2を配付する。 ・資料3を参照し、いじめのとりえ方や対処について説明する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート2 → P.19、20 ・資料2 → P.21、22 ・資料3 → P.23
<p>まとめ 5分</p>	<p>◆まとめ（5分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファシリテーターの話を聞く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動のねらい（ポイント）をおさえる。 	

・いじめは重大な人権侵害であることに気づく。
 ・子どもの思いに寄り添いながら、いじめの解決に向けて何ができるかを考える。
 ・いじめはどの子どもにも起こりうる問題であり、学校・地域・家庭の支援が大切であることに気づく。

<参考資料など>

「子どもの権利条約カードブック」公益財団法人日本ユニセフ協会

「人権学習ワークシート集—人権教育実践のために 第13集（小・中学校編）—」神奈川県教育委員会（平成23年2月）

「子どもの権利条約」

ワーク1

子どもの権利条約を読んで、あなたが最も大切にすべきと思うものを5つ選んでみましょう。また、その理由も書きましょう。

	最も大切にすべきと思う理由
第 条	
第 条	
第 条	
第 条	
第 条	

ワーク2

子どもの権利が尊重されにくいと思うものを3つ選んでみましょう。また、その理由も書きましょう。

	尊重されにくいと思う理由
第 条	
第 条	
第 条	

子どもの権利条約（「児童の権利条約（児童の権利に関する条約）」とは、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は1994年に批准しました。

「子どもの権利条約」

- 第1条 18歳になっていない人を子どもとします。
- 第2条 子どもは、国の違い、性別、言葉、宗教、意見、障がい、貧富の差などで差別はされません。
- 第3条 子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えなければなりません。
- 第4条 国は、この条約に書かれた権利を守らなければなりません。
- 第5条 保護者は、子どもの発達に応じた適切な指導をしなければなりません。
- 第6条 子どもは、生きる権利を持っています。
- 第7条 子どもは、名前や国籍を持ち、親を知り、親に育ててもらふ権利を持っています。
- 第8条 国は、子どもの名前や国籍、家族の関わりが奪われないように守らなければなりません。
- 第9条 子どもは、親と一緒に暮らす権利を持っています。
- 第10条 子どもは、親がちがう国に住んでいても、いつでも親と連絡をとることができます。
- 第11条 国は、子どもが無理やり国外へ出されたり、自分の国に戻れなくなったりしないようにしなくてはなりません。
- 第12条 子どもは、自由に自分の意見を表す権利を持っています。
- 第13条 子どもは、自由な方法で情報や考えを伝える権利、知る権利を持っています。
- 第14条 子どもは、思想・良心及び宗教の自由についての権利を尊重されます。
- 第15条 子どもは、他の人々と自由に集まって会を作ったり、参加する権利を持っています。
- 第16条 子どもは、プライバシーや名誉を守られる権利を持っています。
- 第17条 子どもは、自分に役立つ情報を手に入れることができます。国は、よくない情報から子どもを守らなければなりません。
- 第18条 子どもを育てる責任は、まずその父母にあります。国はその手助けをします。
- 第19条 国は、子どもが虐待されないように守らなければなりません。
- 第20条 家庭を奪われている子どもは、国から守ってもらふことができます。
- 第21条 子どもを養子にする場合には、国や公の機関だけがそれを認めることができます。
- 第22条 それぞれの事情でよその国に逃れた子ども（難民の子ども）は、その国で守られ、援助を受けることができます。
- 第23条 心や体に障がいがあっても、その子どもの個性や誇りが傷つけられてはなりません。
- 第24条 子どもは、病気になったときや怪我をしたときには治療を受ける権利を持っています。
- 第25条 子どもが病院などに入っているときには、その扱いがその子どもにとってよいものか定期的に調べてもらうことができます。
- 第26条 国は、子どもやその家族が生活していくのに十分なお金がないときには、その暮らしを手助けしなければなりません。
- 第27条 子どもは、心や体の成長に必要な生活を送る権利を持っています。
- 第28条 子どもは、教育を受ける権利を持っています。学校の決まりは、人間として大切にされるという考え方からはずれるものであってはなりません。
- 第29条 教育は、自分も他の人も同じように大切だということや、みんなと仲よくすること、自然の大切さなどを子どもが学べるようにしなければなりません。
- 第30条 少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人々の子どもは、その民族の文化や宗教、言葉を持つ権利を持っています。
- 第31条 子どもは、休んだり、遊んだり、文化・芸術活動に参加する権利を持っています。
- 第32条 子どもは、無理やり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心や体によくない仕事をさせられたりしないように守られる権利を持っています。
- 第33条 国は、子どもを麻薬や覚せい剤などから守らなければなりません。
- 第34条 国は、子どもが性的な暴力を受けたりすることのないよう守らなければなりません。
- 第35条 国は、子どもが誘拐されたり、売買されたりすることのないよう守らなければなりません。
- 第36条 国は、どんな形でも子どもの幸せを奪って利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。
- 第37条 どんな子どもに対しても拷問やむごい扱いをしてはなりません。もし罪を犯して逮捕されても、人間らしく年齢に合った扱いを受ける権利を持っています。
- 第38条 国は、15歳にならない子どもを兵士として戦場に連れていってはなりません。
- 第39条 国は、戦争などで心や体を傷つけられた子どもの傷を治し、社会に戻れるようにしなければなりません。
- 第40条 国は、罪を犯したとされた子どもが社会に戻ったとき自分自身の役割を果たせるようになることを考えて、その子どもを扱わなければなりません。

<参考資料など> 「子どもの権利条約カードブック」公益財団法人日本ユニセフ協会発行

いじめSTOP! そのために、みんなで考えよう

【事例】 ある教室の休み時間の場面です。

- ◆ **Aさん**は、**Bさん**と去年も同じクラスで、ずっと仲良しの友だちです。4月にクラス替えがあって、**Aさん**は、**Cさん**と新たに友だちになりました。
- ◆ その**Cさん**が、6月頃から**Bさん**をいじめ始めました。最初は、言葉でからかっていただけでしたが、最近は**Bさん**に命令をしたり、トイレの中などで暴力をふるったりするようになりました。**Aさん**は、なんとか**Cさん**に**Bさん**に対するいじめをやめさせたいのですが、次に自分がいじめのターゲットになるかもしれないと思うと、何も言うことができません。
- ◆ ある日の休み時間、**Cさん**は、教室で**Bさん**のシャープペンシルをとりあげようとしていました。**Bさん**は泣きながら「やめてよ」と言っているのですが、**Cさん**はますます調子に乗っています。そして、ついに「おいA、こいつを押さえている」と言いました。
- ◆ 隣のクラスの**Dさん**は、ニヤニヤしながら廊下から**Aさん**の様子を見ています。まわりの少し離れたところにいた**Eさん**と**Fさん**は、見て見ぬふりをして、教室からそっと出て行ってしまいました。

ワーク1 あなたがAさんなら、どのようにしますか。

ワーク2 Aさんから「どうしたらよいか・・・」と相談されたとき、保護者としてどのように答えますか？

ワーク3 ふりかえり

<参考資料など>

「人権学習ワークシート集一人権教育実践のために 第13集(小・中学校編)ー」神奈川県教育委員会
(平成23年2月)



いじめをしない させない 許さない!

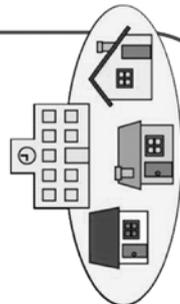
出席停止制度?

- だれに対し
問題行動（他の子どもを傷つける、授業妨害をする等）を繰り返し起こす子どもに対し、
- どのような場合に
学校等が繰り返し指導をしたにもかかわらず状況が改善されない場合に、
- 何のために
全ての子どもたちが安全・安心な学校生活を送ることができるようにするために、
- どこで
学校以外の場所で指導を行うことが「出席停止制度」です。
- 出席停止制度適用まで（公立の小中学校において適用される制度です）
 - ① 保護者に学校の生徒指導の方針や出席停止制度について知らせておきます。
 - ② 対象のお子さんの保護者と面談を行います。
 - ③ 実施の決定は、各市町村教育委員会が行います。
 - ④ 実施の決定を、文書で対象の保護者に伝えます。



問題行動等に対応する関係機関

- 県警少年相談・保護センター
非行や不良行為等の相談、いじめや児童虐待等の被害者の相談を受けています。また、保護者同意のもと問題行動が深刻化している子どもにも指導を行っています。
- 県警各警察署
被害届が出された場合、刑事事件として捜査を行います。生活安全課少年係では、非行等の問題行動についての一般的な相談をすることもできます。
- 児童相談所
犯罪行為時に14歳未満だった場合に指導等を行います。
- 教育委員会
状況に応じ、指導・助言、相談等を行います。
- その他
個別の状況に応じ、医療機関、市町村福祉部局等とも連携します。



いじめは、

**重大な人権侵害であり、決して許されることではありません。
どの学校にも、どの子どもにも起こりうるものです。
誰もがいじめられる側、いじめられる側になる可能性があります。**

悪ふざけだと言ういじめもあります。いじめにあたるかあたらないかは、いじめられた子どもの立場に立って判断するものです。

いじめのサインは見えにくいものです。

深刻な状況になってしまいうまで、周囲の人たちが気づかない場合もあります



家庭・地域・学校がそれぞれの役割を果たし、子どもたちを守り、育てましょう。

「自分はいじめたしていない」から大丈夫!?

子どもたちは自覚のないまま、いじめを助長していることもあるのです。



いじめを面白がっている人は、いじめをあおっている立場になっています。



いじめを見て見ぬふりをしている人は、いじめを認める立場になっています。

※ いじめ等についての相談機関があります。別紙をご覧ください。

◆ 問い合わせ先 ◆ 神奈川県教育委員会教育局支援教育部子ども教育支援課

平成25年3月発行

電話：045-210-8292

いじめを

起こさない!

活躍の場や居場所のある学校・地域・家庭に!

学校では

いじめの起きにくい学校とは?

- ◎ みんなに居場所がある
=心から落ち着ける場所がある
- ◎ 子ども同士の絆が強い
=一人ひとりに活躍の場がある

授業など、日ごろの学校生活を大切にします

家庭では

子どもと対話していますか?

- ◎ 今日学校で何か楽しかった?
- ◎ クラスで困っている人いない?
- ◎ それって、いじめじゃない?
- ◎ 心配なことがあったら相談して
いじめについても、話題にしましょう

子どもを ほめていますか?

- ◎ 家庭での役割が果たせたとき
- ◎ できなかったことができたとき
- ◎ できないことを やろうとしているとき

あなたが助かる、いじめと困る
がんばったね
がんばっているの知ってるよ

地域の行事に子どもも参加しましょう

地域では

子どもにあいさつ・声かけを!

- 1 おはよう。
- 2 ○○さん、おはよう。(名前を入れる)
- 3 ○○さん、おはよう。今日も元気だね。(あいさつ + ひとこと)

いじめを

見逃さない!

子どもたちの様子をアンテナを高く!
心配なことはすぐ連絡・すぐ対応!

いじめが 疑われたら

- ◎ 複数の教職員が情報交換
- ◎ より注意深い観察
- ◎ 気になる子への声かけ
- ◎ 関係しそうな子への聞き取り など
日常的な把握のためにアンケートも
実施しています

「いじめられているかもしれない…」

- 「元気がないね」
「何か心配なことがあるの?」
「気がかりなことでもあるの?」

「心配している」メッセージを伝える

- × 「いじめにあっているの!?!」と問い詰める
「あなたにも悪いところがあるからだ」
「勘違いじゃない? 気にしすぎだ!」
(子どもが言いづらくなってしまいます)

感情を受け止め、ことばに

「よく話してくれたね」
「それはつらかったね」「悔しいね」

あなたを守る あなたは悪くない

子どもの 見守りを!

登下校や放課後の 子どもたちの様子を
見守ってください
「みんなのカバンを持っているけど…」
「仲間はずれにされているようだ…」
「一人の子にひどい言葉を浴びせている…」

心配な場面を目にしたら、学校に連絡を

いじめを

解消する!

学校・家庭・地域が協力して いじめを解消し
ともに子どもを成長させましょう!

いじめが 起きてしまったら

いじめ解消のために、家庭・地域と学校が ともに取り組みましょう!

- ◎ いじめにあっただけでなく、子ども
の気持ちに寄り添いながら、解消に向け、保護
者と学校と力を合わせる
- ◎ 子どもの安全と安心を確保することを最優先する

まさか うちの子がいじめを…

- ◎ 「うちの子に限って」と思わず、事実を聞き取る
- ◎ 「なぜしてしまったのか」子どもの気持ちは受け止め、
行為は強く否定する
→「△△したことに腹が立ったんだね。でも、あなたがし
た行為は、とてもいけないことだ。その行為は許せない」
「いじめをしてしまう あなたが心配だ」
- ◎ 「どうすればよいか、どうしていくか」ともに考える
→「○○さんは、傷ついている。どう接していけばいいかと
思う?」
→「あなたには、こんないいところがあるのだから、
これから△△をがんばっていきましょうよ。」
「いじめという行為は絶対に許されぬ!」ことをしつけ、
「いじめ」をおして大切なことを学ばせましょう

地域で 守る!

- ◎ 「どうしたの」「大丈夫?」一言が子どもを救
うこともあります
- ◎ 学校・家庭への連絡が早期解消につながります

例; 「3時半ごろ○○公園で、青いジャージを着た男の子が、3人
の友人らしき子たちから蹴られ、かなり嫌そうな顔をしていた。心配です。」

